

令和5年度 第2回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和5年5月24日(水) 午前10時から11時10分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

三 出席者

- | | | | | |
|---------|------|-------|---------|------|
| 1 人事委員 | 委員長 | 小松哲也 | | |
| | 委員 | 中本久美子 | | |
| | 委員 | 細田耕治 | | |
| 2 事務局職員 | 事務局長 | 山本雅美 | 次長兼給与課長 | 前田俊和 |
| | 任用課長 | 尾田聡子 | 係長 | 米田康孝 |
| | 係長 | 山口玲夏 | 係長 | 河崎卓哉 |

※新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて隣室(執務室)から呼び出す形で対応

- 3 傍聴者 なし

四 議 題

- 議案第1号 鳥取県職員採用試験(令和6年4月採用予定 大学卒業程度(事務(キャリア総合コース)))の第1次試験合格者の決定について
- 議案第2号 鳥取県警察官採用試験(令和6年4月採用予定 警察官A・B(1回目))の第1次試験合格者の決定について
- 議案第3号 鳥取県職員採用試験(令和6年4月採用予定 民間企業等経験者対象)の実施について
- 議案第4号 鳥取県職員採用試験(令和5年度実施 氷河期世代チャレンジ枠)の実施について
- 議案第5号 鳥取県職員採用試験(令和6年4月採用予定 高校卒業程度、短大卒業程度)の実施について
- 議案第6号 鳥取県職員採用試験(令和6年4月採用予定 障がい者対象(身体、精神)・高校卒業程度)の実施について
- 議案第7号 鳥取県警察官採用試験(令和6年4月採用予定 警察官A・B(2回目))の実施について
- 議案第8号 選考により採用する職に係る承認について(学芸員)
- 議案第9号 選考により採用する職に係る承認について(医療技術職)
- 議案第10号 人事委員会通知の廃止に係る専決処分の承認等について
- 議案第11号 人事委員会定めの一部改正について(給料表適用範囲関係)

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第3号から第11号は公開、議案第1号及び第2号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

鳥取県職員採用試験(令和6年4月採用予定 大学卒業程度(事務(キャリア総合コース)))の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第2号

鳥取県警察官採用試験（令和6年4月採用予定 警察官A・B（1回目））の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第3号

鳥取県職員採用試験（令和6年4月採用予定 民間企業等経験者対象）の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

鳥取県職員採用試験(令和6年4月採用予定 民間企業等経験者対象)を以下のとおり実施する。

1 試験の概要

(1) 試験の目的

公務部門に民間等の知識・経験を導入し、新たな業務増や政策課題等に対応するとともに、組織・人事の活性化を図る。

(2) 募集職種・採用予定者数

職 種	採用予定者数
事務（民間企業等経験者対象）	5名程度

(3) 受験資格

ア 年齢

昭和39年（1964年）4月2日以降に生まれた人であること。

イ 資格・職務経験等

民間企業等（公的団体を含む。）における職務経験を通算して5年以上有している人

- ①「職務経験」は、平成25年4月1日から令和5年3月31日までの間に、社員等として1つの民間企業等（公的団体を含む。）に1年以上継続して就業（1週間の労働時間数が通常の労働者の所定労働時間数のおおむね3/4以上の就業）した期間が該当し、職務内容は問わない。
- ②1年以上継続した職務経験が複数ある場合は、それらを通算することができる。
- ③1年未満の職務経験は通算できない。ただし、雇用期間1年未満の雇用契約が更新されることにより、同一の民間企業等（公的団体を含む。）に1年以上継続して就業した場合は、その期間を「1年以上継続して就業した期間」として取り扱う。
- ④上記のいずれにおいても、期間を通算する計算は月単位で行い、月の途中で就職又は退職した場合は、その月は全て就業していたものとみなす。

ウ 国籍要件

日本国籍を有しない人は、就職に制限のない在留資格を取得しているか、令和6年3月31日までに取得見込みであること。

(4) 試験内容

試験種目	配点	内 容
第1次試験 基礎能力試験	100点	[多肢選択式・・・60分] 公務員として必要な一般的な文章読解、数的処理、論理的思考等の基礎能力、人文・社会、自然に関する一般知識についての筆記試験

	アピールシート試験	120点	[90分] ①職務経験・技能、成果等、②経験等の県政への活用 の2つのテーマで出題。 ※事前提出ではなく、第1次試験当日に試験会場で記入。
	適性検査	—	職務遂行等に関する適性についての検査
試験 第2次	人物試験	600点	個別面接による人物についての口述試験 民間企業等における経験の有用性等についての口述試験

(注) 第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。(第1次試験合格者のみ判定。)

なお、アピールシートは、第2次試験の人物試験の参考資料としても使用するとともに、人物試験において記載内容をアピールしてもらう。

(5) 試験日程

	受付期間	6月27日(火) 午前9時～7月25日(火) 午後5時 ※原則としてインターネットによる申込とする。
第1次試験	試験日	8月27日(日)
	試験会場	鳥取会場：鳥取県庁 米子会場：鳥取大学医学部講義・実習棟 東京会場：立教大学池袋キャンパス本館 大阪会場：JEC 日本研修センター心齋橋
	合格者発表	9月8日(金) (予定)
試験 第2次	試験日	10月上旬のうち指定する1日(予定)
	試験会場	鳥取県庁
	採用候補者発表	10月中旬(予定)

(6) その他

(4) 及び (5) の内容は、新型コロナウイルスの感染状況、申込状況等により一部変更することがある。

2 広報

以下のとおり積極的な広報を実施し受験者確保をはかる。

- ・受験案内を作成、県の機関等で配布
- ・ホームページ掲載
- ・SNS (LINE、Twitter、Facebook)、メールマガジン
- ・報道機関への資料提供
- ・求人サイトへ求人情報掲載
- ・関係機関に協力を要請 など

◇議案第4号

鳥取県職員採用試験(令和5年度実施 氷河期世代チャレンジ枠)の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

鳥取県職員採用試験(令和5年度実施 氷河期世代チャレンジ枠)を以下のとおり実施する。

1 概要

(1) 募集職種・採用予定者数

職 種	採用予定者数
事 務	2名程度
土 木	2名程度
警察行政	1名程度

(2) 受験資格

ア 年齢

昭和46年（1971年）4月2日から平成3年（1991年）4月1日までに生まれた人

イ 国籍

事務、土木：日本国籍を有しない人にあつては、就職に制限のない在留資格を取得しているか、採用予定日の前日までに取得見込みであれば受験可能。

警察行政：日本国籍を有していること。

※学歴、経験要件なし。

(3) 試験内容

試験種目	内 容
第1次試験	基礎能力試験 [多肢選択式・・・70分] 職務に共通して求められる基礎的な能力についての筆記試験（SPI3（基礎能力のみ））
	専門試験（土木のみ） [多肢選択式・・・2時間] 必要な専門的知識についての筆記試験
	論文試験 [1時間] 公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
	適性検査 職務遂行に関する適性についての検査
第2次試験	<p>事務 集団討論及び個別面接による人物についての口述試験</p> <p>土木 集団討論及び個別面接による人物、専門的知識についての口述試験</p> <p>警察行政 個別面接による人物についての口述試験</p>

(注) 第1次試験で実施する論文試験の評価は第2次試験で行う。(第1次試験合格者のみ採点。)
また、第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。(第1次試験合格者のみ判定。)

(4) 試験日程

受付期間	6月27日（火）～7月25日（火）（消印有効） （インターネット受付：6月27日（火）午前9時～7月25日（火）午後5時）	
第1次試験	試験日	8月27日（日）
	試験会場	鳥取会場：鳥取県庁 米子会場：鳥取大学医学部講義・実習棟 東京会場：立教大学池袋キャンパス本館

		大阪会場：JEC 日本研修センター心齋橋
	合格者発表	9月8日（金）（予定）
第2次試験	試験日	事務、土木 9月下旬から10月上旬のうち指定する1日（予定） 警察行政 10月6日（金）（予定）
	試験会場	事務、土木 鳥取県庁 警察行政 鳥取県警察本部
	採用候補者発表	事務、土木 10月中旬（予定） 警察行政 10月24日（火）（予定）

※ 上記内容は、新型コロナウイルスの感染状況、申込状況等により変更することがある。

※ 警察行政の第2次試験は、警察本部に委任して実施。

（5）採用予定時期

令和5年11月から令和6年4月までの間で採用候補者の事情等を考慮して決定

2 広報

以下のとおり積極的な広報を実施し受験者確保をはかる。

- ・受験案内を作成、県の機関、警察署等で配布
- ・ホームページ掲載
- ・SNS（LINE、Twitter、Facebook）、メールマガジン
- ・報道機関への資料提供
- ・求人サイトへ求人情報掲載
- ・関係機関に協力を要請 など

【質疑等】

委員：大学卒業程度の採用試験では技術・専門職の教養試験を廃止したが、氷河期世代チャレンジ枠の土木職の採用試験では、基礎能力試験と専門試験のいずれも実施するのか。

事務局：いずれも実施する。

◇議案第5号

鳥取県職員採用試験（令和6年4月採用予定 高校卒業程度、短大卒業程度）の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

鳥取県職員採用試験（令和6年4月採用予定 高校卒業程度、短大卒業程度）を以下のとおり実施する。

1 試験の概要

(1) 募集職種・採用予定者数

職 種	採用予定者数
事務	10名程度
土木	6名程度
警察行政	1名程度
保育士	2名程度
司書	1名程度

(2) 受験資格

ア 年齢等

事務、土木、警察行政：平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人。

ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和6年3月31日までに卒業する見込みの人（人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。）を除く。

保 育 士 、 司 書：昭和63年4月2日以降に生まれた人

イ 資格

保 育 士：児童福祉法第18条の18第1項に規定する保育士の登録を受けた人又は令和6年5月31日までにこの登録を受ける見込みの人

司 書：図書館法第5条第1項に規定する司書の資格を有する人又は令和6年3月31日までにこの資格を取得する見込みの人

ウ 国籍

警 察 行 政：日本国籍を有していること。

その他の職種：日本国籍を有しない人は就労に制限のない在留資格を取得しているか、令和6年3月31日までに取得見込みであれば受験可能。

(3) 試験日程

受 付 期 間	7月28日（金）～8月28日（月）（消印有効） （インターネット受付：7月28日（金）午前9時～8月28日（月）午後5時）	
第1次試験	試 験 日	9月24日（日）
	試 験 会 場	鳥取会場：鳥取県庁 米子会場：鳥取大学医学部講義・実習棟
	試 験 種 目	事務、警察行政 教養試験（多肢選択式）、作文試験、適性検査 土木、保育士、司書 教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、作文試験、適性検査
	合格者発表日	10月4日（水）（予定）
第2次試験	試 験 日	事務、土木、保育士、司書 10月中旬（予定） 警察行政 10月27日（金）
	試 験 会 場	事務、土木、保育士、司書 鳥取県庁

		警察行政 鳥取県警察本部
試験種目		事務、土木、保育士、司書 人物試験（集団討論及び個別面接） 警察行政 人物試験（個別面接）
採用候補者発表日		事務、土木、保育士、司書 10月下旬（予定） 警察行政 11月16日（木）

※ 上記内容は、新型コロナウイルスの感染状況、申込状況等により変更することがある。

※ 警察行政の第2次試験は、警察本部に委任して実施。

※ 第1次試験で実施する作文試験の評価は第2次試験で行う。（第1次試験合格者のみ採点。）また、第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。（第1次試験合格者のみ判定。）

2 広報

以下のとおり積極的な広報を実施し受験者確保をはかる。

- ・受験案内を作成、県の機関等で配布
- ・ホームページ掲載
- ・SNS（LINE、Twitter、Facebook）、メールマガジン
- ・県内高等学校、資格取得可能な短大へ送付等
- ・報道機関への資料提供
- ・関係機関に協力を要請 など

【質疑等】

委員：大学卒業程度の採用試験では技術・専門職の教養試験を廃止したが、氷河期世代チャレンジ枠や高校卒業程度の採用試験について、どのような理由で基礎能力試験や教養試験を実施するのか。

事務局：高校卒業程度の採用試験については、様々な受験者層を想定しており、能力実証のため、教養試験も実施することとしている。

事務局：氷河期世代チャレンジ枠については、教養試験ではなく基礎能力試験としており、公務員試験対策は不要である。

◇議案第6号

鳥取県職員採用試験（令和6年4月採用予定 障がい者対象（身体、精神）・高校卒業程度）の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

鳥取県職員採用試験（令和6年4月採用予定 障がい者対象（身体、精神）・高校卒業程度）を以下のとおり実施する。

1 試験の概要

（1）試験の趣旨

障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、身体障がい者及び精神障がい者の雇用の促進を図る。

(2) 募集職種・障がい種別・採用予定者数

職 種	障がい種別	採用予定者数
事務	身体障がい	1名程度
	精神障がい	1名程度
警察行政	身体障がい	1名程度
	精神障がい	

(3) 受験対象者

次のいずれかに該当する人

- ・身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から4級までの人
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

(4) 受験資格

ア 年齢

昭和59年(1984年)年4月2日から平成18年(2006年)4月1日までに生まれた人

イ 国籍

(ア) 事務

日本国籍を有しない人は就労に制限のない在留資格を取得しているか、令和6年3月31日までに取得見込みであれば受験可能。

(イ) 警察行政

日本国籍を有していること。

(5) 試験日程

ア 事務

受 付 期 間		8月25日(金)～9月13日(水)(消印有効) (インターネット受付:8月25日(金)午前9時～9月13日(水)午後5時)
第1次試験	試 験 日	10月22日(日)
	試 験 会 場	鳥取会場:鳥取県庁 米子会場:(調整中)
	試 験 種 目	教養試験(多肢選択式)、作文試験、適性検査
	合格者発表日	11月9日(木)(予定)
第2次試験	試 験 日	11月下旬(予定)
	試 験 会 場	鳥取県庁
	試 験 種 目	人物試験(個別面接)
	採用候補者発表日	12月上旬(予定)

※ 上記内容は、新型コロナウイルスの感染状況、申込状況等により変更することがある。

※ 第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。
(第1次試験合格者のみ判定。)

イ 警察行政

受付期間		8月25日(金)～9月13日(水)(消印有効) (インターネット受付:8月25日(金)午前9時～9月13日(水)午後5時)
第1次試験	試験日	10月22日(日)
	試験会場	鳥取会場:鳥取県庁 米子会場:(調整中)
	試験種目	教養試験(多肢選択式)、作文試験、適性検査
	合格者発表日	11月9日(木)(予定)
第2次試験	試験日	12月1日(金)(予定)
	試験会場	鳥取県警察本部
	試験種目	人物試験(個別面接)
	採用候補者発表日	12月11日(月)(予定)

※ 上記内容は、新型コロナウイルスの感染状況、申し込み状況等により変更することがある。

※ 第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。
(第1次試験合格者のみ判定。)

※ 第2次試験は、警察本部に委任して実施。

2 広報

以下のとおり積極的な広報を実施し受験者確保をはかる。

- ・受験案内を作成、県の機関、警察署等で配布
- ・ホームページ掲載
- ・SNS(LINE、Twitter、Facebook)、メールマガジン
- ・報道機関への資料提供
- ・県内特別支援学校、障がい福祉関係団体へ送付
- ・関係機関に協力を要請 など

【質疑等】

委員:昨年度から変更した点はあるか。

事務局:変更点等はない。

◇議案第7号

鳥取県警察官採用試験(令和6年4月採用予定 警察官A・B(2回目))の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

鳥取県警察官採用試験(令和6年4月採用予定 警察官A・B(2回目))を以下のとおり実施する。

1 試験の概要

(1) 試験区分・採用予定者数

試験区分		採用予定者数
警察官A	警察官(男性)	4名程度
	警察官(女性)	1名程度
	警察官(チャレンジコース)	1名程度
警察官B	警察官(男性)	9名程度
	警察官(女性)	2名程度

(2) 受験資格

ア 年齢要件

(ア) 警察官A

昭和63年4月2日以降に生まれた人

(イ) 警察官B

昭和63年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人

イ 学歴要件

(ア) 警察官A

学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和6年3月31日までに卒業する見込みの人（人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。）

(イ) 警察官B

警察官A以外の人

ウ 国籍要件

日本国籍を有していること

(3) 試験日程

受付期間	7月28日（金）～8月28日（月）（消印有効） （インターネット受付：7月28日（金）午前9時～8月28日（月）午後5時）	
第1次試験	試験日	9月17日（日）
	試験会場	鳥取会場：鳥取県庁 米子会場：米子コンベンションセンター
	試験種目	教養試験（警察官（男性）及び警察官（女性）のみ）、基礎能力試験（警察官（チャレンジコース）のみ）、適性検査、資格加点（警察官（男性）及び警察官（女性）受験者のうち英語、中国語、韓国語、ベトナム語、スペイン語、柔道、剣道、財務、情報処理において一定の資格等を有する者及び「公認心理師」又は「臨床心理士」の資格を有する者に加点）
	合格者発表日	9月28日（木）（予定）
第2次試験	試験日	10月30日（月）～11月1日（水）（予定）
	試験会場	鳥取県警察本部、鳥取県警察学校
	試験種目	人物試験（個別面接）、論文試験（警察官Aのみ）、作文試験（警察官Bのみ）、身体検査、体力検査
	採用候補者発表日	11月27日（月）（予定）

※ 上記内容は、新型コロナウイルスの感染状況、申込状況等により変更することがある。

※ 第2次試験は警察本部に委任して実施。

(注) 第1次試験で実施する適性検査の評価は第2次試験で行う。(第1次試験合格者のみ判定する。)

2 広報

以下のとおり積極的な広報を実施し受験者確保をはかる。

- ・受験案内を作成、県の機関、警察署等で配布
- ・ホームページ掲載
- ・SNS（LINE、Twitter、Facebook）、メールマガジン
- ・報道機関への資料提供
- ・求人サイトへ求人情報掲載

- ・大学及び高校へ求人情報提供
- ・関係機関に協力を要請 など

◇議案第 8 号

選考により採用する職（学芸員）に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

職員の任用に関する規則第 19 条第 2 項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県教育委員会から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

1 申請理由

(1) 申請のあった職 学芸員（美術担当）

(2) 採用予定者数等

従事分野	採用予定者数
A：日本及び西洋の近現代美術	1 名
B：日本の近世美術及び工芸	1 名
計	2 名

(3) 申請理由

- ・県立博物館美術振興課において、学芸員の欠員 1 名が続いている状態であり、県立美術館の開館を目前に学芸員を採用する必要があるもの。
- ・また、県議会の附帯意見を踏まえ、県立美術館開館後も県立博物館に近世美術に関する展示を残すこととしていることから、県立美術館の開館にあたり、学芸員をさらに 1 名採用する必要があるもの。
- ・今回採用する職員は、美術に関する分野についての専門的な知識と研究する能力が必要であり、職務内容の特殊性からも教育委員会において適材を選考することとしたい。

2 採用予定日

令和 6 年 4 月 1 日（状況によっては前倒し採用を実施）

3 能力実証の方法

教育委員会において選考を実施。

(1) 受験資格

	A (従事分野：日本及び西洋の近現代美術)	B (従事分野：日本の近世美術及び工芸)
受験要件	学校教育法に基づく大学又は大学院において、美学又は美術史に関する分野を専攻し、卒業（修了）した人。かつ、博物館法第 5 条に規定する学芸員資格を有する人。	学校教育法に基づく大学又は大学院において、美学又は美術史に関する分野を専攻し、卒業（修了）した人又は令和 6 年 3 月 31 日までに卒業（修了）する見込みの人。かつ、博物館法第 5 条に規定する学芸員資格を有する人又は令和 6 年 3 月 31 日までに取得する見込みの人。
職務経験	博物館又は美術館での美術系学芸業務に従事（非正規の職を含む）した年数 15 年	—

	以上	
年齢要件	昭和39年4月2日以降生まれの者 (59歳以下)	昭和58年4月2日以降生まれの者 (40歳以下)

(2) 試験内容

	A (従事分野：日本及び西洋の近現代美術)	B (従事分野：日本の近世美術及び工芸)
第1次試験	論文審査：これまでの研究に関する論文審査 書類審査：これまでの実務経験及び見識に関する書類審査	論文審査：これまでの研究に関する論文審査
第2次試験	論文試験：鳥取県立美術館（博物館）職員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験 人物試験：個別面接による人物及び専門的知識についての口述試験	論文試験：鳥取県立博物館職員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験 人物試験：個別面接による人物及び専門的知識についての口述試験

4 試験実施スケジュール（予定）

- 5月26日（金） 募集開始
- 7月31日（月） 募集〆切：第1次試験（論文等）提出期限
- 8月23日（水） 第1次試験合格発表
- 9月2日（土） 第2次試験
- 9月11日（月） 第2次試験合格発表

5 人事委員会の判断

上記の職は「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

【質 疑】

委員：「A」については職務経験を条件としているのは、新しい美術館での勤務を想定しているからなのか。

事務局：欠員が生じており、即戦力を採用したいという任命権者の意向も含めてのものである。

委員：「B」の勤務地は博物館となるのか。

事務局：博物館勤務が想定されている。

◇議案第9号

選考により採用する職（医療技術職）に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県営病院事業管理者から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

1 申請理由

申請のあった職	採用予定者数	申請理由
臨床検査技師	1名程度	欠員補充（中央病院）

2 採用予定日

令和6年4月1日

3 能力実証の方法

病院局において選考を実施

(1) 試験内容

専門試験（専門的知識及び思考力、表現力などの能力についての論文試験）、面接試験（個別面接による人物、専門的知識についての口述試験）の成績により合格者を選考

(2) 受験資格

ア 年齢

昭和39年4月2日以降生まれの者（59歳以下）

イ 資格・免許

臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第3条に規定する臨床検査技師免許を有する者又は令和6年4月30日までに同免許を取得する見込みの者

(3) 試験実施スケジュール（予定）

6月 9日（金） 募集開始

7月13日（木） 募集〆切

7月29日（土） 試験日

8月29日（火） 合格発表

4 人事委員会の判断

上記の職は「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

◇議案第10号

人事委員会通知の廃止に係る専決処分の承認等について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

以下の1のとおり人事委員会委員長通知を廃止したので報告するとともに承認を求める。

なお、以下の2のとおり人事委員会事務局長通知を廃止したので併せて報告する。

1 人事委員会委員長通知の廃止

(1) 廃止した通知の名称

①職員の特殊勤務手当に関する条例附則第4項の規定に基づく防疫等業務手当の運用について（令和2年7月9日付第202000087250号）

②警察職員の特殊勤務手当に関する条例附則第8項の規定に基づく防疫等業務手当の運用について（令和2年7月9日付第202000087251号）

(2) 廃止した通知の内容

防疫等業務手当の特例の対象となる「新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる感染の危険を伴う業務」について、具体的に定めるもの。

①職員

通知	具体的な内容
①患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）に接して行う看護の業務	県立施設等で行う患者の子の一時保護
②患者等に接して行う問診業務	保健師等の疫学調査
③患者等を移送する業務	指定医療機関等への搬送
④患者等を受け入れている宿泊施設において行う生活支援等の業務	軽症者療養施設における患者の生活支援
⑤病原体の付着した物件若しくは疑いのある物件の処理業務(防護服等を着用して行うものに限る。)	汚染場所の消毒等
⑥①～⑤に準ずると人事委員会が認める業務	

②警察官

通知	具体的な内容
①患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）に接して行う犯罪捜査又は保護若しくは看守の業務	患者等が被疑者の場合の取調べ等 患者等の保護 患者等の留置管理
②患者等を移送する業務	指定医療機関等への搬送
③患者等を受け入れている病院又は宿泊施設において行う犯罪の予防、捜査などの警察業務	指定医療機関、軽症者宿泊施設内で発生したトラブル対応等の警察業務
④病原体の付着した物件若しくは疑いのある物件の処理業務(防護服等を着用して行うものに限る。)	検視 汚染場所の消毒等
⑤①～④に準ずると人事委員会が認める業務	

(3) 廃止理由

新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第6項に規定する五類感染症に分類することとされたため。

(4) 専決処分理由

上記(3)の決定が令和5年4月27日付けで行われ、人事委員会を開催するいとまがなかったため。

(5) 専決処分の日

令和5年5月1日

2 人事委員会事務局長通知の廃止

(1) 廃止した通知の名称

- ①新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて（通知）（令和2年3月2日付第201900308854号、令和2年3月2日付第201900308855号）
- ②新型コロナワクチン接種に伴う副反応が生じた場合の休暇の取扱いについて（令和3年5月17日付第202100044467号、令和3年5月17日付第202100044468号）

(2) 廃止した通知の内容

職員等が次に掲げる場合に該当するときは、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）第16条の表第18号（県費負担教職員においては、県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第17号）第15条の表第18号）に定める特別休暇として承認できることとする。

① 検疫法に規定する停留の対象となった場合

② 職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等を踏まえ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

③ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

(3) 廃止理由

上記1（3）に同じ。

【質 疑】

委 員：新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行後、業務は減少したか。

事務局：例えば、同感染症対策のための動員は大きく減少した。

委 員：分散勤務等は継続されているのか。

事務局：所属ごとに判断しており、やめている所属もある。

◇議案第11号

人事委員会定めの一部改正（給料表適用範囲関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

以下のとおり人事委員会定めの一部を改正する。

1 改正する定め の 名称

給料表の適用範囲に関する規則の「人事委員会が定めるもの」について
（平成19年3月30日付第200600201226号鳥取県人事委員会委員長通知）

2 概 要

・ 総合事務所保健所生活安全課の課長、課長補佐又は係長のうち医療職給料表（2）を適用する職員に、「採用時の職が管理栄養士である職員」を加える。

3 施行（適用）日

令和5年5月24日（議決日）

六 次回人事委員会の開催

令和5年6月14日（水）午前9時30分から開催することとした。